

国河計調第 6 9 号

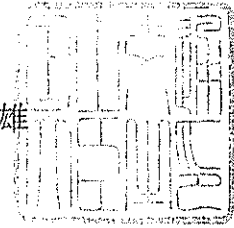
平成 1 8 年 2 月 8 日

社会資本整備審議会 会長

森下 洋一 殿

国土交通大臣

北側 一雄



天神川水系に係る河川整備基本方針の策定について

標記の水系に係る河川整備基本方針を定めたいので、河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）第 1 6 条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

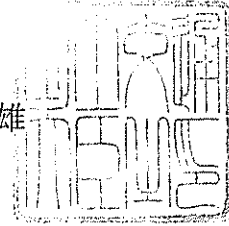
国河計調第70号
平成18年2月8日

社会資本整備審議会 会長

森下 洋一 殿

国土交通大臣

北側 一雄



重信川水系に係る河川整備基本方針の策定について

標記の水系に係る河川整備基本方針を定めたいので、河川法（昭和39年法律第167号）第16条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

国社整審第20号
平成18年2月13日

河川分科会
分科会長 西谷 剛 殿

社会資本整備審議会
会長 森下 洋



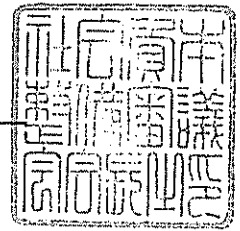
天神川水系に係る河川整備基本方針の策定について

平成18年2月8日付国河計調第69号により当審議会の意見を求められた「天神川水系に係る河川整備基本方針の策定について」については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、河川分科会に付託します。

国社整審第20号
平成18年2月13日

河川分科会
分科会長 西谷 剛 殿

社会資本整備審議会
会長 森下 洋



重信川水系に係る河川整備基本方針の策定について

平成18年2月8日付国河計調第70号により当審議会の意見を求められた「重信川水系に係る河川整備基本方針の策定について」については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、河川分科会に付託します。